

## ○鳥取県営ライフル射撃場の利用料金

平成31年3月29日  
鳥取県告示第177号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第188号(鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について)は、平成31年3月31日限り廃止する。

## 1 利用料金

区分	金額	
	専用利用	一般利用
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間につき 130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間につき 70円

## 備考

利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

## 利用料金の減免基準（ライフル射撃場）

使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障がい者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (5) 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

## 施設の概要（ライフル射撃場）

## ○開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時より午後8時まで

## ○休館日

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

## ○施設について

名 称	鳥取県営ライフル射撃場
所 在 地	西伯郡南部町猪小路806番地
設置目的	スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため。
構 造	管理棟 木造平屋建 スモールボア・ライフル射撃場 鉄骨造平屋建 エア・ライフル射撃場 鉄骨造平屋建
敷地面積	13,036平方メートル
床面積	管理棟 120.00平方メートル (事務室、銃器手入れ室兼器具室、煮沸室、手洗い所) スモールボア・ライフル射撃場 379.04平方メートル エア・ライフル射撃場 336.64平方メートル
開 館	昭和57年7月
主な施設内容	スモールボア・ライフル射撃場 26射座 ※ 原則、ライフル銃（口径5.6mmのへり打ちのものに限る。）使用可。 エア・ライフル射撃場 26射座 ※ 空気銃又は光線銃使用可。 駐車場 第1駐車場 4,049平方メートル 第2駐車場 1,764平方メートル

【資料 4】 令和 4 年度施設の利用者数及び収入状況

2 利用者の利用状況

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間
4	5	6	9	6	13	26	5	18	37	16	37	72
5	4	10	17	15	67	97	11	110	102	30	187	216
6	6	6	10	19	71	109	9	53	59	34	130	178
7	4	7	8	20	75	124	8	29	39	32	111	171
8	1	1	1	9	13	43	4	9	40	14	23	84
9	3	5	8	7	22	15	6	28	36	16	55	59
10	4	4	8	14	50	79	10	71	70	28	125	157
11	7	9	20	6	17	27	6	31	51	19	57	98
12	2	7	14	6	19	36	3	24	41	11	50	91
1	4	5	9	7	11	20	4	15	26	15	31	55
2	2	2	3	12	15	30	5	12	23	19	29	56
3	3	4	6	17	35	71	4	24	42	24	63	119
年計	45	66	113	138	408	677	75	424	566	258	898	1356

3 利用料金の収入実績

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入
4	1,170	0	1,170	1,820	1,260	560	2,590	2,590	0	5,580	3,850	1,730
5	2,210	0	2,210	22,630	21,510	1,120	25,620	25,620	0	50,460	47,130	3,330
6	1,300	0	1,300	14,230	6,720	7,510	10,730	3,780	6,950	26,260	10,500	15,760
7	6,380	0	6,380	15,280	7,770	7,510	14,610	2,100	12,510	36,270	9,870	26,400
8	130	0	130	3,010	2,240	770	2,800	2,800	0	5,940	5,040	900
9	1,040	0	1,040	7,650	280	7,370	9,120	2,170	6,950	17,810	2,450	15,360
10	1,040	0	1,040	12,130	11,640	490	14,140	14,140	0	27,310	25,780	1,530
11	2,600	0	2,600	1,890	1,470	420	3,570	3,430	140	8,060	4,900	3,160
12	1,820	0	1,820	2,520	1,960	560	2,870	2,730	140	7,210	4,690	2,520
1	1,170	0	1,170	1,400	1,260	140	1,820	1,820	0	4,390	3,080	1,310
2	390	0	390	2,100	1,960	140	1,610	1,610	0	4,100	3,570	530
3	780	0	780	4,970	4,200	770	2,940	2,940	0	8,690	7,140	1,550
年計	20,030	0	20,030	89,630	62,270	27,360	92,420	65,730	26,690	202,080	128,000	74,080

【資料5】令和4年度収支状況

4 施設の管理に係る収支状況

	収 入			支 出		
	射場使用料	県スポーツ課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
令和 4年4月	1,730	440,000	441,730	9,878	24,772	34,650
5月	3,330	0	3,330	10,607	53,667	64,274
6月	15,760	0	15,760	11,100	283,956	295,056
7月	26,400	192,000	218,400	12,424	54,201	66,625
8月	900	12,001	12,901	12,844	34,083	46,927
9月	15,360	0	15,360	11,645	75,780	87,425
10月	1,530	192,000	193,530	12,115	29,139	41,254
11月	3,160	0	3,160	11,928	89,529	101,457
12月	2,520	0	2,520	12,155	66,935	79,090
令和 5年1月	1,310	192,000	193,310	13,443	43,578	57,021
2月	530	4,001	4,531	10,492	118,447	128,939
3月	1,550	75,124	76,674	11,271	167,217	178,488
	74,080	1,107,126	1,181,206	139,902	1,041,304	1,181,206

収入

鳥取県(管理委託料)	1,079,000
射場使用料	74,080
その他	28,124
貯金利息	2
合 計	1,181,206

支出

光熱水費	139,902
人件費	407,000
施設維持費	510,559
修繕費	104,967
その他経費	18,778
合 計	1,181,206

収支残高 (次年度繰越金)

0 円

5 その他

ライフル射撃協会会員による草刈や清掃、射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。  
定期的な射撃場内(施設、備品等)及び射撃場周辺の点検。  
異常気象時の施設点検を実施。

## 4 施設の管理に係る収支状況

	収 入			支 出		
	射場使用料	県スポーツ課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
令和 3年4月	950	440,000	440,950	10,570	43,626	54,196
5月	2,350	0	2,350	10,214	50,578	60,792
6月	11,450	0	11,450	9,391	281,599	290,990
7月	26,420	192,000	218,420	10,358	66,811	77,169
8月	4,840	1	4,841	11,425	43,514	54,939
9月	11,530	0	11,530	10,160	62,540	72,700
10月	3,120	192,000	195,120	10,138	54,894	65,032
11月	1,750	4,000	5,750	10,600	72,357	82,957
12月	2,180	0	2,180	10,923	87,045	97,968
令和 4年1月	260	192,000	192,260	10,100	34,320	44,420
2月	0	1	1	8,955	25,360	34,315
3月	1,190	10,697	11,887	9,715	151,546	161,261
	66,040	1,030,699	1,096,739	122,549	974,190	1,096,739

## 収入

鳥取県(管理委託料)	1,016,000
射場使用料	66,040
その他	14,697
貯金利息	2
合 計	1,096,739

## 支出

光熱水費	122,549
人件費	476,000
施設維持費	438,161
修繕費	41,781
その他経費	18,248
合 計	1,096,739

収支残高 (次年度繰越金)

0 円

## 5 その他

ライフル射撃協会会員による草刈や清掃、鉛対策(シート張)など射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。定期的な射撃場内(施設、備品等)及び射撃場周辺の点検。異常気象時の施設点検を実施。

## 4 施設の管理に係る収支状況

	収 入			支 出		
	射場使用料	県スポーツ課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
平成31年4月	870	440,000	440,870	8,988	42,886	51,874
令和元年5月	800	0	800	8,869	57,303	66,172
6月	11,190	0	11,190	10,855	287,033	297,888
7月	3,620	192,000	195,620	10,100	163,351	173,451
8月	2,100	1	2,101	10,603	74,670	85,273
9月	29,360	0	29,360	10,104	42,126	52,230
10月	2,880	192,000	194,880	8,908	31,620	40,528
11月	3,460	0	3,460	9,637	30,474	40,111
12月	2,080	0	2,080	10,331	44,894	55,225
令和2年1月	630	192,000	192,630	10,686	36,620	47,306
2月	2,050	0	2,050	11,238	74,437	85,675
3月	3,900	17,980	21,880	10,588	90,600	101,188
	62,940	1,033,981	1,096,921	120,907	976,014	1,096,921

## 収入

鳥取県（管理委託料）	1,016,000
射場使用料	62,940
その他	17,980
貯金利息	1
合 計	1,096,921

## 支出

光熱水費	120,907
人件費	458,000
施設維持費	440,134
修繕費	61,747
その他経費	16,133
合 計	1,096,921

収支残高（次年度繰越金）

0 円

## 5 その他

ライフル射撃協会員による草刈や清掃など射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。  
定期的な射撃場内（施設、備品等）及び射撃場周辺の点検。  
異常気象時の施設点検を実施。

## 4 施設の管理に係る収支状況

	収 入			支 出		
	射場使用料	県スポーツ課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
平成31年4月	1,140	400,000	401,140	10,044	41,127	51,171
令和元年5月	660	0	660	8,797	17,118	25,915
6月	1,540	0	1,540	9,836	296,991	306,827
7月	2,010	100,000	102,010	10,387	40,040	50,427
8月	980	1	981	10,241	55,717	65,958
9月	1,150	0	1,150	10,202	100,752	110,954
10月	530	253,000	253,530	9,798	35,849	45,647
11月	2,230	0	2,230	9,043	50,476	59,519
12月	2,040	0	2,040	10,099	51,465	61,564
令和2年1月	730	253,000	253,730	9,053	29,858	38,911
2月	1,000	2	1,002	9,244	112,375	121,619
3月	1,270	3,290	4,560	9,237	76,824	86,061
	15,280	1,009,293	1,024,573	115,981	908,592	1,024,573

## 収入

鳥取県（管理委託料）	1,006,000
射場使用料	15,280
その他	3,290
貯金利息	3
合 計	1,024,573

## 支出

光熱水費	115,981
人件費	418,000
施設維持費	433,305
修繕費	44,587
その他経費	12,700
合 計	1,024,573

収支残高（次年度繰越金）

0 円

## 5 その他

ライフル射撃協会会員による草刈や清掃など射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。  
異常気象時の施設点検を実施。



## ○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日  
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

## 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施

行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○鳥取県営ライフル射撃場管理規則

平成26年3月28日  
鳥取県規則第12号

鳥取県営ライフル射撃場管理規則をここに公布する。

鳥取県営ライフル射撃場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場(以下「射撃場」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第7条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、射撃場において射撃を行う者(光線銃のみを使用する者を除く。以下同じ。)が交付を受けた銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第7条第1項の許可証を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提示しなければならない。ただし、射撃場を専用利用する場合は、次に掲げる事項を記載した書類の提出に代えることができる。

(1) 射撃場において射撃を行う者の住所及び氏名

(2) 銃刀法第4条又は第6条の規定による許可の番号、年月日及び有効期間並びに銃の種類及び番号

2 指定管理者は、前項の規定に違反する者には、利用許可をしない。

(使用する銃の制限)

第3条 スモールボア・ライフル射撃場においてはライフル銃(口径5.6ミリメートルのへり打ちのものに限る。)以外の種類の銃を、エア・ライフル射撃場においては空気銃及び光線銃以外の種類の銃を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めるときは、スモールボア・ライフル射撃場において空気銃を使用することができる。

(許可証の携帯等)

第4条 射撃場において射撃を行う者は、銃刀法第7条第1項の許可証を携帯し、指定管理者又はその職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【資料8】貸付物品一覧表

	備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
726	35600600	テント	ヌリタB型ミオ	19820330	115,500	15	鳥取県ライフル射撃協会
727	35600601	テント	ヌリタB型ミオ	19820330	115,500	15	鳥取県ライフル射撃協会
728	35600607	服装検査ゲージ	クロイプリン専用ケース入り	19820330	75,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
729	41205002	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
730	41205003	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
731	41205004	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
732	41205005	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
733	41205006	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
734	41205007	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
735	41205008	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
736	41205009	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
737	41205010	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
738	41205011	エアライフル電動式標の交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
739	41401564	ビーム・ライフルターゲット	MT-201	20020717	262,500	3	鳥取県ライフル射撃協会
740	41401565	ビーム・ライフルターゲット	MT-201	20020717	262,500	3	鳥取県ライフル射撃協会
741	41401566	ビーム・ライフルディスプレイ	MD-201	20020717	231,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
742	41401567	ビーム・ライフルディスプレイ	MD-201	20020717	231,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
743	41402648	ビームライフル	MR-201 ハードケース	20020820	197,400	8	鳥取県ライフル射撃協会
744	41402649	ビームライフル	MR-201 ハードケース	20020820	197,400	8	鳥取県ライフル射撃協会
745	41402931	ビームライフル用プリンター	M-85	20020326	168,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
746	41402932	ビームライフル用プリンター	M-85	20020326	168,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
747	41604041	物置型更衣室	日拓 ミニハウスエクセル	20050331	374,850	8	鳥取県ライフル射撃協会
748	41604042	物置型更衣室	日拓 ミニハウスエクセル	20050331	374,850	8	鳥取県ライフル射撃協会
749	41900546	射撃分析装置用ノート型コンピュータ	FUJITSU FMVXNOK51 MS Office Personal Edition2003光学マウス	20070801	149,100	6	鳥取県ライフル射撃協会
750	41900642	射撃分析装置	ノテルST-2000スポーツ・(USB)	20070821	522,900	3	鳥取県ライフル射撃協会
751	41902774	デジタルスポーツライフル	ワルサーLG300XT Jr. モデル	20080303	260,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
752	41902775	デジタルターゲット	DSS-T1	20080303	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
753	41902780	デジタルスポーツライフル用ノート型コンピュータ	FUJITSU FMVXNOK51	20080311	109,200	6	鳥取県ライフル射撃協会
754	42000679	ビームライフルターゲット装置	MT-201、MD-201、MP-201	20080910	661,500	3	鳥取県ライフル射撃協会
755	42102546	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ マウス エレコム M-M2URWH/RS	20100212	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会
756	42102547	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ マウス エレコム M-M2URWH/RS	20100212	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会
757	42102548	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ マウス エレコム M-M2URWH/RS	20100212	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会
758	42102552	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	20100210	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会
759	42102553	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	20100210	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会
760	42102554	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	20100210	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会
761	42102556	デジタルターゲット	NEC DigitalTarget DS-T1	20100210	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
762	42102557	デジタルターゲット	NEC DigitalTarget DS-T1	20100210	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
763	42102558	デジタルターゲット	NEC DigitalTarget DS-T1	20100210	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
764	42104284	教習用ライフル銃	単身ポルト式 公称口径5.6mm 銃番号153885X	20100301	250,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
765	42600658	AED(自動体外式除細動器)	フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートHS-1 仕様書どおり	20140919	141,480	8	鳥取県ライフル射撃協会
766	42601134	ルームエアコン	三菱電機 MSZ-AXV284	20141205	91,800	8	鳥取県ライフル射撃協会
767	42601247	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
768	42601248	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
769	42601249	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
770	42601250	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
771	42601251	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
772	42601252	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
773	42601253	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
774	42601254	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標の射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会

775	42601255	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
776	42601256	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
777	50002774	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
778	50002775	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
779	50002776	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
780	50002777	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
781	50002778	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
782	42702267	ビームライフル銃	仕様書のとおり	2016322	243,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
783	42702268	ビームライフル銃	仕様書のとおり	2016322	243,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
784	42702269	ビームライフル銃	仕様書のとおり	2016322	243,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
785	50002779	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
786	50002780	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
787	50002781	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
788	50002782	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
789	50002783	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
790	50006132	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
791	50006133	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
792	50006134	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
793	50006135	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
794	50006136	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
795	50006137	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
796	50006138	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
797	50006139	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
798	50006140	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
799	50006141	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
800	50006142	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
801	50006143	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
802	50006144	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
803	50006145	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
804	50006146	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
805	50008878	自走斜面草刈機	株式会社オーレック スパイダーモアー SP852AF	20221003	204,600	3	鳥取県ライフル射撃協会